

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰代

広島県公安委員会規則第14号

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項ただし書に規定する措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p><u>(1) 別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置</u></p> <p><u>(2) 別表第3の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置</u></p> <p>7～10 略</p>	<p>(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項ただし書に規定する措置は、<u>別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。</u></p> <p>7～10 略</p>

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第5項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、別表第2及び別表第3の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、前条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する場合は、この限りではない。

別表第1 (第3条関係)

法令	条項
略	
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2
遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)	第26条、第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条

別表第3 (第4条、第5条関係)

法令	条項
遺失物法施行規則	第26条、第28条第2項及び第3項(第1号イ及び第2号イを除く。)、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第5項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる法令の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、前条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する場合は、この限りではない。

別表第1 (第3条関係)

法令	条項
略	
古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)	第14条の2

## 附 則

この公安委員会規則は、令和6年10月21日から施行する。